

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年4月28日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(産業環境部農務課)

監査実施期間 令和4年 9月16日から
令和4年11月10日まで

豊川市監査公表第3号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 以下の補助金等において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金等の交付決定通知をもって補助金等の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定について必要な事項を明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・豊川市農業近代化資金利子補助金・豊川市農業振興資金利子補助金	<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市農業近代化資金利子補助金交付要綱及び豊川市農業振興資金利子補助金交付要綱について、豊川市補助金等に関する規則第13条の規定で定める実績報告書の提出に関する記載及び第14条の規定で定める補助金等の額の確定通知に関する記載がなかったため、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書に代え、補助金等の交付決定通知をもって補助金等の額の確定通知に代えることを明記し、適正な要綱となるよう改正した。</p> <p>要綱は、令和5年4月1日施行とした。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和5年4月27日現在のものである。